

公務員の特定接種対象者の考え方

社会機能分科会(第5回)

参考資料1

- 住民接種に先んじて実施するものであることや特定接種を行う目的は民間も公務員も同じであることを踏まえれば、公務員の特定接種対象者についても、民間とのバランスを考慮して相当程度限定的に絞り込むことが必要。

公務員の特定接種の要件【法28条1項第1号後段・第2号】

要件Ⅰ(目的) : 医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保する(民間と同じ)

要件Ⅱ(緊急性) : 緊急の必要があると認めるとき(民間と同じ)

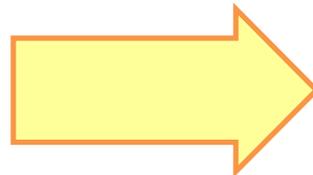
要件Ⅲ(対象者) : 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員

(注) 公務員の特定接種基準は行動計画次項ではないが、基本的考え方を記載することを予定

- 民間従事者についての選定方法を参考とし、①業務内容による絞り込み、②従事者の絞り込みにより、特定接種対象者を絞り込んでいくこととする。

業務内容による絞り込み
(民間でいうとステップⅠ・Ⅱ)

従事者の絞り込み
(民間でいうとステップⅢ)



特定接種対象者

業務内容による絞り込み(案)

特定接種の対象となる新型インフルエンザ等対策業務は、以下のいずれかに該当するものと考えられるのではないか。

《基準1》 新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる業務

(=新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する業務)

《基準2》 新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する業務

《基準3》 民間の登録事業者と同様の業務

(※) 新型インフルエンザ等対策【法2条2号】

政府対策本部の設置から廃止されるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関がこの法律及び感染症法その他の法律の規定により実施する措置をいう。

- 政府対策本部設置時は、「新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる業務(=新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は業務量が増加する業務)」が重要であり、特定接種の対象となる業務の中心。
- 緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する業務は、全ての国民生活及び国民経済に関わる基盤となるものであり、行政でなければ担うことが困難。

(参考) 民間登録事業者積極基準案「Ⅲその他」

- ・ 緊急の生命保護に直接かかわる
- ・ 電気やガスと類似した国民生活及び国民経済全体に関わる基盤事業と評価できるもの
- ・ 発生時においてもその事業の安定的に継続する責務を負わせることが必要にしてやむを得ないもの
- ・ その事業を提供できる者が全国的に非常に限られているもの

従事者の絞り込み(代替性)(案)

- 《基準1》～《基準3》に該当する業務に従事する者であっても、
「当該業務に従事するため必要な知見・技能が高度なものではなく、経験者なども相当数存在するなどの事業により、従事者の代替性が高い場合」
には、緊急性が認められないと考えられる。



代替性の具体的基準の例

- 代替性により従事者の絞り込みを行うためには、業務の内容も踏まえて具体的基準を設けることが必要。

具体的基準の例としては、以下のようなものが考えられるのではないか。

《基準A》業務に関して高度な判断・意思決定を行い、交代による短期的な対応が困難な職員
(全業務共通の基準)

《基準B》安全保障や危機管理など、業務の性質から他の班との情報等の共有が極度に制限される業務に従事する班の長等

《基準C》業務に従事するための要件が法令等で規定されており、組織内で当該要件に該当する者が少ない職員

⋮

(※) 業務従事者の人数の低下が国民の安全に影響を及ぼす業務については、異なる観点から対象者を考える必要があるのではないか。